

鳥取県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

令和7年11月

目 次

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項	
（１）過疎地域の現状と問題点	・・・ 1
（２）過疎地域持続的発展の基本的な方向	・・・ 2
（３）期間	・・・ 3
（４）過疎地域の持続的発展に関する目標	・・・ 3
（５）目標の達成状況の評価に関する事項	・・・ 3
（６）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	・・・ 4
二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	
1 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成	・・・ 4
（１）移住・定住及び関係人口拡大の促進	・・・ 4
（２）地域間交流の促進	・・・ 5
（３）人材育成	・・・ 5
2 産業の振興	・・・ 5
（１）農林水産業の振興	・・・ 6
（２）地場産業の振興	・・・ 7
（３）企業の誘致対策	・・・ 7
（４）起業の促進	・・・ 7
（５）商業の振興	・・・ 7
（６）情報通信産業の振興	・・・ 8
（７）コミュニティビジネスの振興	・・・ 8
（８）観光又はレクリエーション	・・・ 8
3 情報化	・・・ 8
（１）情報通信技術活用の推進	・・・ 9
（２）情報通信基盤の整備及び情報化の推進	・・・ 9
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	・・・ 9
（１）国道、県道及び市町村道の整備	・・・ 9
（２）農道、林道の整備	・・・ 9
（３）日常的な移動のための交通手段の確保	・・・ 10
5 生活環境の整備	・・・ 10
（１）生活環境の維持保全	・・・ 10
（２）消防救急施設の整備	・・・ 11
（３）簡易水道、生活排水処理施設の整備	・・・ 11
（４）森林・水路の保全、荒廃農地の再生促進	・・・ 11
（５）空き家の利活用や老朽危険空き家等の除却の促進	・・・ 11
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	・・・ 12
（１）子育て環境確保の促進	・・・ 12
（２）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	・・・ 12
（３）障がい者（児）の地域生活支援	・・・ 13
7 医療の確保	・・・ 13
（１）無医地区、準無医地区等への対策	・・・ 13
（２）特定診療科に係る医療確保対策	・・・ 13
8 教育の振興	・・・ 14
（１）学校教育施設の整備	・・・ 14
（２）集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	・・・ 14

9 集落の整備	・・・ 1 5
（1）集落整備の推進	・・・ 1 5
（2）買物環境の維持・確保	・・・ 1 5
1 0 地域文化の振興等	・・・ 1 5
（1）伝統文化・文化財の保護・継承	・・・ 1 6
（2）文化芸術の振興	・・・ 1 6
1 1 脱炭素化の推進	・・・ 1 6
（1）再生可能エネルギー導入の推進	・・・ 1 6
（2）自立分散型の地域エネルギー社会の推進	・・・ 1 7
（3）建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進	・・・ 1 7

別紙

鳥取県過疎地域持続的発展計画

過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成	・・・ 1 8
2 産業の振興	・・・ 1 9
3 情報化	・・・ 2 0
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	・・・ 2 0
5 生活環境の整備	・・・ 2 1
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	・・・ 2 2
7 医療の確保	・・・ 2 3
8 教育の振興	・・・ 2 3
9 集落の整備	・・・ 2 4
1 0 地域文化の振興等	・・・ 2 4
1 1 脱炭素化の推進	・・・ 2 4

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

本県の過疎地域は、鳥取市（旧 福部村、河原町、用瀬町、佐治村、青谷町）、倉吉市（旧 関金町）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町（旧 泊村、東郷町）、琴浦町、北栄町（旧 大栄町）、大山町、伯耆町（旧 溝口町）、日南町、日野町、江府町の2市13町の20地域（令和4年4月1日現在）が指定され、総面積2,559平方キロメートル、人口124,508人（令和2年10月1日現在）で、面積は県全体の73.0%、人口は22.5%を占めている。

本県の人口は、昭和50年以降増加傾向にあったが、昭和60年以降は減少傾向が続いている。

他方、過疎地域の人口は、経済の高度成長を背景に大きく減少し、昭和50年代は小幅な減少であったが、昭和60年以降減少率が拡大傾向を示している。特に近年、若年層を中心に、都市部への人口流出が続いている。このため、過疎地域においては少子高齢化が急速に進んでおり、令和2年における年齢別人口を見ると、65歳以上の高齢者比率は40.31%となっている。逆に15～29歳の若年層の人口比率を見ると、平成27年の10.49%から9.60%へと減少している。

このように過疎地域については、人口減少・高齢化を背景とした地域の後継者の不足に加え、経済・産業基盤の縮小等もあって、地域資源を活用し特色ある地域づくりを通じて過疎地域の持続的発展を進める上での大きな課題となっている。

表－1 過疎地域の人口の推移

(単位：人)

区 分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過 疎 地 域	190,947	189,877	188,556	182,808	175,752	167,157	158,072	146,690	135,059	124,508
	100.0	99.44	98.75	95.74	92.04	87.54	82.78	76.82	70.73	65.21
全 県	581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667	573,441	553,407
	100.0	103.94	105.97	105.92	105.78	105.50	104.42	101.27	98.65	95.20

注) 1 データは国勢調査による。

2 令和4年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。

3 下段は、昭和50年を100とした場合の指数を表示。

表－2 過疎地域の高齢者比率の推移

(単位：%)

区 分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	13.46	15.04	16.89	20.01	24.05	27.86	30.62	32.66	36.59	40.31
全 県	11.14	12.33	13.74	16.21	19.26	22.04	24.09	26.32	29.71	32.46

注) 1 データは国勢調査による。

2 令和4年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。

表－３ 過疎地域の若年者比率の推移

(単位：％)

区 分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	20.02	18.56	15.89	14.38	14.23	14.80	13.98	12.20	10.49	9.60
全県	21.76	19.41	17.45	17.19	17.49	17.70	16.33	14.20	13.11	12.53

注) 1 データは国勢調査による。

2 令和４年４月時点の過疎地域について昭和５０年まで遡って算出。

本県では、昭和４５年の過疎地域対策緊急措置法、昭和５５年の過疎地域振興特別措置法、平成２年の過疎地域活性化特別措置法及び平成１２年の過疎地域自立促進特別措置法に基づいて過疎方針及び過疎計画を策定し、過疎対策を積極的に推進してきたところである。

その結果、過疎地域において上・下水道など生活に必要な社会基盤整備は着実に進展するとともに、道路交通網や通信体系等も着実に整備されつつあり、都市部との格差は一定の改善が見られている。

しかしながら、依然として歯止めがかからない人口減少、若者の流出と少子化の進行、本格的な高齢社会の到来など直面する課題に対して、地域の特性を生かしつつ、地域の持続的発展につながる対策を講じることにより、地域活力の維持・向上を図ることが一層求められている。

また、テレワークや二地域居住といった多様な働き方が拡大したもののいまだ定着するまでには至らず、都心回帰、出社回帰傾向も見られるが、一過性ではなく地域と継続的にかかわる関係人口創出に向けた新たな働き方を推進し、自然環境や生活のゆとり等、農山漁村地域の魅力を最大限活用しながら、過疎地域が保有する景観や伝統文化等を都市住民との共有財産として守り育て、それらを生かした交流施策などを積極的に展開することにより、過疎地域に対する期待に応えていくとともに過疎地域の活力を再生していくことが重要である。

（２）過疎地域持続的発展の基本的な方向

全国的に多くの過疎地域において人口の社会減・自然減が続く中、これからの過疎地域では、これまでのように利便性を追求する都市部との格差は正に主眼を置いて都市部の後追的な施策を展開するのではなく、人口減少を前提として、令和６年１２月に策定した「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン」に基づき、地域住民が主体的に取り組める環境整備、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な地域社会の実現を目指した取組が求められる。

また、過疎地域が全国に先んじた少子高齢社会であることは、将来の我が国が直面する社会形態を先取りした地域として、その対処すべき対策や手法が注目される。過疎地域の豊かな自然環境や安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、これらを国民全体の財産として、引き継いでいくことが期待されている。

こうした認識のもと、過疎地域に対する国民的な期待・価値観に応えていくためには、過疎市町が地域住民の積極的な参画を得ながら、若年者の流出や高齢化の進行等、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要である。

このようなことから、県では、過疎市町の過疎地域持続的発展計画の目標達成に向けて、市町の区域を超える広域的な施策、市町相互間の連絡調整、人的・技術的な援助その他の援助を行いながら、次のような方向を目指して、創意工夫のある施策を展開し、持続的発展に向けた取組を積極的に支援する。

また、本方針は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第７条に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図るために策定するものであり、法第９条の規定により本方針に基づいて、県内過疎地域の持続的発展を図るため、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置につ

いて定めた鳥取県過疎地域持続的発展計画を一体的に策定しており、鳥取県として過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項については別紙「鳥取県過疎地域持続的発展計画」にて掲載をしている。

①若者定住施策の推進

若年層の定住は、将来的な地域の後継者を確保し、地域の活力を維持していくうえで最も重要である。そのため、地域内はもとより近隣都市を含む通勤圏域内に魅力的な就労の場の確保や、都市からのＩＪＵ（移住）ターンを希望する若者が安心して働ける雇用の場や農林水産業への就業の場を確保するとともに、都市等と連絡する道路交通網の整備を図り、併せて若者向け住宅や生活排水処理施設など、生活環境の整備を図る。また、少子傾向に歯止めをかけるため、子どもを安心して育てられる環境づくりに努める。

②安心して住み続けられる地域づくりの推進

急速に進展する高齢社会の中で、過疎地域は高齢社会の先進地として捉えることができる。高齢者に対する介護サービスや生きがい対策などの各分野において、従来の発想に捉われることなく、挑戦的な施策を展開するとともに、買物環境・地域交通の維持・確保等、地域ぐるみでの見守り体制や災害時の避難支援体制の構築に取り組むことを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会システムを創出していく。

③都市との交流・連携の促進

過疎地域は、その山林・農地の多面的機能や豊かな自然環境、安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値が見直されつつあり、加えて精神的安らぎと豊かさを求めて田園回帰志向は引き続き高い傾向にある。

こうしたことを踏まえ、二地域居住や副業・兼業、プロボノ、ワーケーションなど、多様な関わり方を通じた都市住民との交流機会の拡大により相互理解を深め、都市にはない田舎の魅力を知ってもらうことでリピーターを獲得し、将来的なＩＪＵターンへの誘導や都市住民との体験交流を持続的に展開していくことで、都市住民と連携した地域社会の活性化を目指すとともに、雇用機会の創出や起業化を図ることにより過疎地域の持続的発展へとつなげていく。

④地域の人材育成

過疎地域の持続的発展に向けた地域づくりにおいて、地域の担い手の確保が特に重要であることから、移住定住施策、関係人口及び交流人口の創出に係る施策等による外部人材の活用のほか、地域運営組織・企業・大学・ＮＰＯなど地域に関わる様々な団体等の活動を引き続き支援するとともに、地域の地域住民自らが地域課題に気づき解決に主体的に関わる動きを支援するなど新たな地域人材の育成を図る。

（３）期間

令和８年度から令和１２年度末までの５年間とする。

（４）過疎地域の持続的発展に関する目標

各過疎指定地域において県と過疎市町が協力して、「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン（令和６年１２月制定）」のビジョン達成に向けた施策を実施することで、もって当該地域の人口減少を緩やかにし、過疎地域の人口減少に歯止めをかけることを目標として取組を進める。

（５）目標の達成状況の評価に関する事項

「安心して住み続けられる中山間地域創造プラン」の施策の方向性や目標指数（K P I）の達成状況等について、毎年度、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）に基づき設置される「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」において報告等を行い、適切な進捗管理に努める。

（６）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

県内3つの地域において、中心市の機能と近隣の市町村の機能を協定によって有機的に連携させ、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を圏域全体として確保し、経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成する「定住自立圏」構想が推進されており、このうち中部圏域においては、県中部の1市4町により広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進、子育て支援体制の整備及び充実、公共交通に係る効率的な運行体系の確立などの項目を掲げた定住自立圏形成協定を締結した「鳥取県中部定住自立圏」を形成している。また、東部圏域においては、県東部の1市4町と兵庫県北部の2町により、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上に向けた基本的な方針や役割分担を定める連携協約が締結され、「定住自立圏」から発展的に移行し「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成している。

また、県と日野郡3町が「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」を締結し、圏域に共通する諸課題の解決及び圏域の一体的かつ持続的な発展に寄与するための取組を進めている。

さらに、県境を越えた地域間での連携組織として「鳥取・岡山県境連携推進協議会」がある。この協議会は、鳥取・岡山県境に接し、中山間地域を含む多く含む16市町村で構成され、地元産業の振興を連携して行うなど圏域の活性化促進を目的に活動している。今後、急速に人口減少が進展する中で、個々の市町村の創意工夫による取組や特性を生かした魅力ある地域づくりと併せ、定住自立圏、連携中枢都市圏、連携協約その他の連携の仕組みを活用し、自治体間で柔軟に連携していくことで、過疎地域における安心・安全で快適な暮らしの確保を図ることが重要となっている。

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住及び定住、地域間交流の推進、人材育成

都市部を中心とした他の地域との交流を促進することは、都市部では得難い田舎暮らしの魅力や価値を有する過疎地域に住む人々に自信と誇りを取り戻し、地域の持続的発展へのきっかけとなるだけでなく、都市住民にとっても貴重な体験となり、過疎地域への移住定住のきっかけにもなり得るものである。

このため、過疎地域が持つ素晴らしい地域資源を活用した各種イベントや体験事業、二地域居住や副業・兼業、プロボノ、ワーケーション等の多様な関わり方を通じて交流機会の拡大を図り、都市住民との相互理解を深める。その際、その地域のファンとして様々な面で協力するリピーターを獲得すること、友好都市提携地域などとの継続的な交流を進め、相互の連携の体制を確立すること、将来的なI J Uターンによる定住化への誘導を図ることなどと併せ、交流による雇用機会の創出や起業化を進めることにも配慮する。

また、過疎地域の持続的発展に向けて、地域担い手不足の解消に取り組む。

（１）移住・定住及び関係人口拡大の促進

南海トラフ地震などの大規模災害リスクに加えて、人口の過密化が感染症等の拡大要因となる新たなリスクが認識されたこともあり、地方移住への関心は高まっているものの、都心回帰が進み、地域間競争も厳しさを増している。

都市居住者のニーズを踏まえ、相談窓口機能や情報提供などの移住定住に関する相談体制・情報発信を強化するとともに、移住定住のための住居確保への支援や農業をはじめとする移住定住希望者への就労や創業支援などの産業雇用施策を強化する。

さらに、地域課題への多様な関わり方の創出や副業兼業の促進等を通して、二地域居住など住所地以外の特定地域に継続的に関わる方を登録する「ふるさと住民登録制度」等、国の動きと連動しながら関係人口の拡大を推進する。

また、鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材育成を目指す「ふるさとキャリア教育」やインターンシップ等の更なる推進、若者向け情報発信の強化、企業のオンラインでの採用活動支援、県内就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還助成などを行い、若者の県内定着及び県内就職を促進する。

こうした取組を通じて県内への移住・定住を推進し、過疎地域の人口減少を抑制するとともに地域活力の維持につなげる。

（２）地域間交流の促進

移住・定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」は、過疎地域における地域課題の解決や将来的な移住にもつながるものである。ワーケーションをはじめ都市部人材と地域との多様な関わり方の促進により関係人口を創出・拡大し、地域活性化を図るとともに、鳥取の魅力に触れる仕組みを構築する。

また、均衡ある地域づくりを進めていくためには、豊かな自然、歴史、文化等を有する過疎地域と医療、人材、産業の分野等で多くの機能を有する都市部等との連携及び協力を図ることが必要であり、「とっとり共生の森」や「とっとり共生の里」の取組を通じ、過疎地域と都市部との共生を推進する。

（３）人材育成

過疎地域等の持続的発展に向けて、集落単位又は集落を超える広域での地域活動等を継続的・安定的に支える体制づくりのため、中山間地域内外の人材の育成・確保を進める。

地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置などによる地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図る。こうした外部人材やＩＪＵターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。

地域課題の解決に向け、主体的に行動する担い手を確保するため、住民主体の活動や地域での話をサポートするとともに、地域運営組織等の設立・運営を促進する。

また、次世代を担う子どもたちが、鳥取県の豊かな自然の中で、文化芸術活動など、地域で活躍している人々の生き方等を通し、鳥取県に誇りと愛着を持ち、「ふるさと鳥取」をさらに継承・発展させる意欲や態度の育成を図る。

併せて、地域課題に即した社会教育活動を通じて、地域活動への若者の参画を推進する。

２ 産業の振興

若年層を中心とした人口の流出を防止し、地域が持続的に発展していくためには、産業の振興による安定した雇用及び所得の確保は不可欠である。

しかしながら、本県の過疎地域では、主要産業である農林水産業は生産費の高騰、鳥獣による被害の増加や後継者不足など厳しい状況にあり、商工業は経営規模が小さく、企業誘致もほとんど進んでいないのが現状である。

さらに、過疎地域の森林や農地等は県土保全の公益的機能を有しているが、森林・農地を維持管理する人がいなくなれば、これらの機能を維持することは困難であり、近年の人口流出などの厳しい条件のもとで、いかにこの機能の維持・向上を図っていくかが重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、産業の振興による所得の拡大を図るため、農林水産業においては、販売流通に主眼をおいた多様な取組を推進し、後継者の育成・確保や生産基盤の整備を図り、地産地消を積極的に進めていくとともに、加工・販売も加えた生産物の高付加価値化を目指す。

観光資源に恵まれた地域にあっては、自然環境の保全に努めながら、地域資源の魅力の向上や積極的な情報発信の取組により交流人口の拡大を図る。

また、農山漁村の特性を生かした地場産業の振興を図り、また鳥取県に古くから伝わる伝統工芸などの後継者を支援するとともに、地域資源の活用や農商工連携により地域産業の活性化につなげていく。さらに、戦略的な企業立地により過疎地域を含む中山間地域への企業誘致を促進して若者に魅力のある雇用の場の確保に努める。

農林業においては、森林や農地の持つ土砂や雨水の流出抑制等の県土保全機能、水源涵養、大気の浄化等の公益的機能の維持にも配慮する。

商業においては、商業機能の維持・活性化を図り、高齢者等の買い物など日常生活の支援にも配慮する。加えて、関西地域等の大市場との高速交通体系や地域内交通体系の整備を図るとともに、情報・通信体系の整備により都市部との情報格差の是正を図ることで、消費者ニーズの的確な把握や効果的な宣伝活動を行い、市場流通を促進する。

（１）農林水産業の振興

農林水産業は、本県の基幹的産業として重要な位置を占めているが、担い手不足や高齢化などが課題であり、加えて生産条件に恵まれない過疎地域においては、荒廃農地や農作物等への鳥獣被害の増加など厳しい状況に置かれている。

こうした状況を踏まえ、小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備、老朽ため池や山腹水路などの点検・整備、荒廃農地対策として担い手の育成・確保、鳥獣被害防止対策の推進を図る。さらに、ロボットやICTなどの先進技術を利用した農林水産業のスマート化を促進し、併せて経営形態の複合化、２次産業・３次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する農林水産業の６次産業化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図る。

農業については、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域の気候・風土にあった水稻、野菜、果樹、花卉、畜産などの特産品目の育成を推進し、消費者ニーズに的確に対応した鳥取県農産物ブランド化への一層の誘導を図る。

流通・販売においても各関係機関の連携のもと、鳥取自動車道等を活用した関西等の大市場への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するため、直売施設や流通体制の整備を行う。そして、田舎体験やグリーンツーリズムなど時代の要請を踏まえ、観光産業との連携や都市との交流を積極的に行い、加工や販売などを総合的に行う６次産業化等により、食を通じた地域の活性化を図る。

林業については、森林の機能が持続的に発揮できる林業経営を進めるため、適正な森林施業や皆伐再造林の推進、林道・作業道等の整備、施業の集約化、機械化の推進による生産性の向上を図る。また、地域の林業の担い手として、林業就業者の確保・育成を図るとともに、森林組合等林業事業体の育成に努める。

豊富な森林資源については、シイタケ等の特用林産物の生産振興や新たな特産品の開発に努めるとともに、森林そのものを資源として捉え、安らぎの空間として、また、様々な体験の場として活用を推進する。

木材資源については、循環利用を積極的に図っていくため、原木生産から加工・流通に至るまで一貫した木材供給体制の整備を図るとともに、県産材の品質の良さを都市部へPRすることにより、新たな用途開発を進め、県内外への需要拡大を推進する。

水産業については、資源減少、燃油高騰、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しい状況にあり、漁業への新規就業を促進するとともに、漁業経営能力の向上を図るほか、燃油高騰下においても安定的に

経営を続けるための省エネ型の漁業への転換を推進する。

また、資源の持続的な維持及び利用を図るため、資源管理型漁業及び栽培漁業の強化を目指して、近場漁場の水産資源の増殖を進め、新たな特産品の開発など、地元の水産物を活用した地域の活性化を推進する。

（２）地場産業の振興

過疎地域の地場産業として、農林水産物加工業の他、和紙の製造や酒造業等があるが、いずれも経営規模が小さく、経営基盤が脆弱である。このため、新商品の開発や販路拡大、後継者育成などを引き続き進めることにより、既存の資源を有効に活用しながら地域ブランドの形成を目指す。

併せて、異業種産業間の交流を行う等、地域産業全体の持続的発展に向けた取組を行うとともに、自治体、商工会、農協等が一体となった流通・PR体制を構築し、都市との交流等を通して消費者への認知を広め、販路の拡大を図る。

（３）企業の誘致対策

本県では、工場の立地のための環境・基盤の整備や人材の育成・確保を行うとともに、企業立地に対する国の優遇措置を活用しながら、県独自の補助制度等による支援を充実させることで平成23年度以降高水準の企業誘致を実現してきたものの、都市部中心で過疎地域への誘致は大きく進んでいないのが実情である。

過疎地域を含む中山間地域の地域課題・地域資源等を踏まえた地域特性にあった企業の誘致に努めるとともに、先駆的な事業を行う企業の過疎地域等におけるオフィスや研究開発拠点の設置を支援することで、雇用の場を創出し持続可能な地域づくりを推進する。

（４）起業の促進

新事業創出に向けた魅力的な事業環境の整備を図るため、商工団体や金融機関などの創業支援機関による総合的支援体制のほか、起業家育成のノウハウを有する民間人材等の活用も図り、個人や企業の資金調達・技術開発・人材育成等の諸課題に対して適切な支援を行い、地域産業資源を活用した事業や農商工連携による事業の展開を促進する。

また、中小企業が新たな事業活動を展開し、その経営の向上を図るためには、経営手法、技術、情報等のソフト面の経営資源の重要性が大きく増しており、地域における多方面の連携や専門家の派遣等の経営支援を通じて、これらの経営資源の充実強化を支援する。

さらに、農産物加工グループや地域づくりの一環としての収益活動など農村型の起業、個性的な特徴のある起業を促進する。

その他過疎地域のニーズや課題に対応した、安心・安全な生活の確保や地域活性化に資する広義の社会貢献を伴うコミュニティビジネスの取組等を支援する。

（５）商業の振興

近年、郊外大型店の進出等により地域商業は衰退傾向にあり、特に過疎地域では、商店規模が小さく、後継者不足等の問題もあり、高齢者を中心とする地域住民が日用品を購入することすら支障を来すようになってきている。

このため県は、地元市町と連携して地域の特性を勘案し、商業機能の維持、商業活性化を側面支援する。

併せて、中山間地域においても事業継続していけるよう、小規模事業者のデジタル化を強力に推進し、生産性向上を図る。

（６）情報通信産業の振興

国内外における競争環境の激化や人手不足など、先行き不透明なビジネス環境にあって、過疎地域の事業者が競争力を維持・強化し、将来にわたって持続的な発展を遂げていくには、情報通信技術を活用した新たなビジネスモデルの構築や柔軟な改変が不可欠な状況にある。

事業活動の生産性向上と付加価値創造を図るため、小規模事業者のデジタル化を促進するとともに、先駆的な事業に取り組む事業者の拠点誘致やテレワーク拠点開設促進等を進めるとともに、過疎地域の小規模事業者を含め段階に応じた情報通信技術活用の取組を進める。その際、県内企業が有する技術を最大限活用するなど、県内情報通信関連技術の強力な地産地消を推進する。

（７）コミュニティビジネスの振興

地域間格差（都市部と地方、市街地と中山間地域など）が拡大し、過疎地域では担い手不足により日々の生活に支障を来すといった社会問題が顕在化している。

コミュニティビジネスは新たな雇用を創出し、これらの問題をビジネスの手法を用いて効率的に解決するものとして期待されていることから、コミュニティビジネス事業者の創出・育成・事業拡大を支援するとともに、地域経済を支える小規模事業者が事業を継続し持続的な発展を遂げられるよう、商工団体や金融機関等の関係機関と連携した経営支援体制を強化し、生産性向上や経営の革新、事業承継等を支援する。

（８）観光又はレクリエーション

観光、レクリエーションについては、余暇時間の増大、自然を楽しむ旅行志向の高まり等により、今後一層の需要拡大が予想される。

特に本県の過疎地域は、山陰海岸、大山の２つの国立公園をはじめとする豊かな自然環境、三徳山をはじめとする歴史的・芸術・文化的資源、温泉や新鮮な山・海の幸など数多くの観光資源に恵まれている。

例えば、地域の豊かな自然や農山村の生活の魅力を活用したアクティビティや農山村生活体験プログラムがつくられている。特に教育旅行では、体験プログラムと民泊を活用した宿泊体験を旅行日程に取り入れる学校が増えており、過疎地域の振興に寄与することが期待できる。こうした資源の有効活用と自然環境との調和を図りながら、近年のアウトドア志向、体験型観光志向、健康志向、家族志向、個人旅行志向など観光ニーズの変化に対応した観光産業の振興を目指していくことが大切である。

このため、各地域の観光資源を見直すことで、魅力向上を図るとともに、文化・自然・歴史などの地域環境を生かした体験型の観光を推進し、他地域との交流を促進する。また、各地域における２次交通を整備し、利便性の向上や観光資源へのアクセスを改善し、観光客の周遊を促す。

さらに、新たな観光資源の発掘や埋もれた観光資源の再生などに努め、観光サービスの向上など、もてなしの充実に向けた取組を行う。併せて、様々なメディアを活用して国内・外、特に都市部への積極的な情報発信に努め、戦略的に観光宣伝を展開する。また、韓国、香港、台湾、上海とを結ぶ国際航空路線などを活用し、海外からの観光客誘致にも積極的に取り組む。

３ 情報化

安全・安心で活力に満ちた地域づくりを進めるため、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で地域の実情に応じて最大限に利活用するとともに、住民の情報リテラシー（活用能力）の向上を図る。併せて、新たなＩＣＴ技術を活用した都市部等に向けた特産品等地域情報の積極的な発信に努める。

また、情報通信網については、過疎地域における安全・安心、利便性を確保し、地理的条件の不利性を克服する上で、非常に効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。

（１）情報通信技術活用の推進

令和6年3月に策定した「輝く鳥取創造総合戦略」に基づき、AIやIoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した遠隔医療や遠隔介護の推進、AR・VR等を活用した観光や文化芸術振興、MaaS等による地域公共交通インフラの確保、IoTセンサー等を活用した自然災害時等での状況把握や対応の強化など、幅広い分野で有効な取組を検討する。

また、住民の情報リテラシーの向上についても、令和3年6月に設置した「鳥取県地域DX推進会議」を通じ、市町村と現状課題の共有を図るとともに、有効な対策についても連携して検討する。

※MaaS：Mobility as a Service の略。バス、タクシー、電車等の交通手段をICTの活用により一つの統合されたサービスとしてとらえる概念。

（２）情報通信基盤の整備及び情報化の推進

過疎地域においては、携帯電話の不感地区の解消、CATVの活用等を含むデジタル・デバイド（格差）の解消など情報通信基盤の整備を促進し、都市部との情報通信格差の是正を図ることにより住民サービスの向上に努める。

4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保

過疎地域における道路交通網は、多様化・広域化した社会において、産業振興、生活環境の向上など地方創生の取組において欠くことのできない社会基盤であるとともに、災害時における緊急避難ルートを担当するなど社会を支える基盤である。このことから引き続き地域の内外にわたって、地域の実情にあった生活路線、産業基盤路線の整備促進及び既に整備された路線の適切な維持管理に努めるとともに、高規格幹線道路など各圏域間等を連絡する高速かつ広域的な道路ネットワークの形成を図る。

また、自家用車を持たない高齢者や学生等の移動手段を確保するとともに、地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系を構築するため、バス・タクシー・共助交通など様々な移動手段を総動員するなど公共交通ネットワークの維持・確保を進める。

（１）国道、県道及び市町村道の整備

過疎地域とそれ以外の地域に住む県民の生活環境に大きな格差が生じることのないよう、県境を跨ぐものを含め、各地域間を結ぶ幹線道路の整備を促進し、円滑な地域間交流等が可能となるよう支援する。また、過疎地域内の各集落を結ぶ道路については、現状を把握し、その地域の実情にあった道路整備を促進する。

道路の整備に当たっては、必要な交通安全対策のための施設の充実に配慮するとともに、既に整備された路線についても事後的な維持補修から予防的な維持補修への転換を図り全体的なライフサイクルコストを抑制する維持管理に努める。また、過疎地域には豪雪地帯が多いことから、除雪対策の充実に努める。

（２）農道、林道の整備

地域の農林業の基盤となる農道及び林道の整備については、県道、市町村道、その他道路等との連携を図りながら効率的な整備を行うことにより生産物の流通の合理化等を図るとともに、地域の生活環境の改善等につなげる。

（３）交通手段の確保

過疎地域における公共交通は、地域住民の重要な交通手段であるとともに、日常生活の維持や社会参加の機会の確保に必要であり、集落の存続につながる重要な社会基盤である。特に交通手段を持たない高齢者の日常生活や児童・生徒の通学などにとって公共交通手段の維持は切実な課題であるが、人口減少やマイカーの普及などにより、バス路線の休廃止や運行回数の減少等、その存続が危ぶまれているところである。

このため、地域の実情・ニーズに合った生活交通体系の確保に向けて、コミュニティバスの運行や乗合タクシー、交通空白地有償運送の導入など、地域に合った運行形態への取組を進めるとともに、生活路線を運行する事業者のドライバー確保を図るとともに、経営効率化や創意工夫を促進していく。また、公共交通を補完するような、住民主体の助け合いによる移動手段確保の取組を支援する。

鉄道網（ＪＲ線（山陰線、因美線、伯備線）及び第３セクター鉄道（若桜線・智頭線））は、過疎地域にとって重要な輸送機関としての役割を有していることから、各路線の維持・確保に向けて、より一層利用促進を図る。

例えば、山陰線は兵庫県と本県を結ぶ重要な路線であり、兵庫県側の市町と連携し、利便性向上と利用促進を図る。若桜線については、公設民営方式による上下分離の導入や利用促進の強化により経営改善を図っているが、沿線周辺の人口減少や少子化による通勤通学客の減少など構造的な問題を抱えているため、今後とも引き続き沿線地域が一体となって利用促進策の充実・強化を図る。また、智頭線については、近年利用客が減少している中で、本県と関西圏とを結ぶ高速交通としてのみならず、生活路線の維持確保に向けて、県境を越えた沿線町村との連携を一層深め、積極的に利用促進策を図る。

さらに、公共交通機関の維持確保を図るためには利用者の増加が重要であることから、バス・鉄道との連携や乗換・待合環境の改善やバス情報のオープン化による各種乗換検索サイトの活用による利便性向上を図るとともに、交通事業者と商店等の他業種等との連携による全県的な公共交通利用促進策の実施等を進めることにより、さらなる利用促進を図る。

５ 生活環境の整備

生活関連社会資本の整備は、過疎地域においては、若者の定住対策として、また都市との交流を図るうえでも重要な課題となっている。これまでに水道施設、生活排水処理施設及び広域市町村圏を単位とした消防体系の整備が進められ、地域住民の生活環境は相当の向上が見られるが、依然として他地域との格差が見られる地域もあるため、引き続き各施設の整備拡充を行う。その際、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、持続的な維持管理の実施に努める。

併せて、現在残っている素晴らしい景観を地域資源として保全・活用に努め、情報発信を行い交流の促進につなげていく。

また、水源のかん養や洪水、土砂災害等の自然災害を防止するため、森林や水路等の保全活動、荒廃農地の解消を進める。

（１）生活環境の維持保全

良好な生活環境の維持保全のため、紙ごみやプラスチックごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭及び事業所で取り組む排出抑制対策の普及を図り、地域の状況に応じた廃棄物の発生抑制やリサイクル率向上を推進していく。

また、廃棄物処理施設の確保及び適切な廃棄物処理の実施は、過疎地域における産業振興及び県民生活の福祉向上等にとって必要であるため、その推進に努める。

（２）消防救急施設の整備

県内市町村において青少年・壮年層の減少に伴い、消防団等の弱体化が懸念されるため、引き続き消防団の充実強化対策の推進を図るとともに、救助資機材及び消防水利の充実など消防力の強化に努める。

さらに、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等の充実強化に努める。

また、交通事故や急病等の傷病者に適切に対応するため、常備消防機関においては、救急救命士を中心とした病院前救護の質の向上に努めるとともに、ドクターヘリや防災ヘリを有効活用し、医療機関との連携を強化して救急体制の充実強化を図る。

（３）簡易水道、生活排水処理施設の整備

過疎地域の水道は、簡易水道を中心に整備が進められ、令和４年３月末現在の普及率は、県平均の９８．０％（飲料水供給施設は除く。）に比べ９３．１％（全部過疎指定の地域の普及率）にとどまっていると同時に、普及施設でも老朽化している施設が多い。未普及地区の解消や老朽化対策に当たっては、地域の実情を踏まえながら、既設水道との統合整備等を促進する。

生活排水処理施設は、過疎市町の全てが整備に着手し、普及率は令和４年３月末時点で９７．０％（全部過疎指定の地域の普及率）と、県平均９５．５％を上回っているが、水質保全、衛生環境の向上を図るため、今後も地域の状況に応じた効率的な整備を進めていく。

なお、整備に当たっては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の総合的整備計画を定めた鳥取県生活排水処理施設整備構想について、社会情勢の変化を踏まえ適宜、必要な見直しを行い、これをもとに計画的な整備を行う。なかでも水質保全をより一層図るべき自然公園、上水道水源地域等が存在する過疎市町においては、広域的な整備の必要性の観点から、過剰投資を抑えた適正な規模の公共下水道施設を整備する等、地域の実情にあった効率的な整備を進める。

（４）森林・水路の保全、荒廃農地の再生促進

過疎地域における森林の適切な整備・保全を行うことにより、水源かん養機能等の森林のもつ公益的機能を発揮させ、良質な水の安定的な供給の確保を図る。

また、農業生産活動を継続するために必要な農地や農業用水路等の保全管理が、年々困難となってきたことから、「農業を続けたい」など地域の思いを実現できるよう、地域住民等による保全活動や老朽施設の整備を引き続き支援する。

特に、管理が困難となっている山腹水路やため池等については、施設点検を通じて適正管理の啓発を行うとともに、老朽施設の整備や防災体制の確立を図っていく。

さらに、担い手不足や高齢化等が原因となって荒廃農地が拡大している中であって、農業経営の効率化を推進し、担い手や新規就農者などに優良な農地を集積していくために、荒廃農地を解消することは重要な課題となっている。令和５年度時点で３，０１８haの荒廃農地が確認されているところであり、各市町村において令和７年度に策定された地域計画において、地域の実情に応じた土地利用が検討されているところである。今後も引き続き、市町村と連携しながら農地の適正利用を図っていくとともに、農地流動化及び新規就農支援などの関連施策の実施も含め、担い手への農地の集積と有効活用を総合的に実施していく。

（５）空き家の利活用や老朽危険空き家等の除却の促進

過疎地域においては、空き家の増加や適正な管理がなされず老朽化し倒壊のおそれがある危険空き家等による地域の住民生活や景観への影響が問題となっている。

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利活用可能

な空き家については移住定住の受け皿や地域活性化の拠点施設としての提供・利活用を促し、老朽危険空き家については除却を促すことにより、地域の安全や生活環境の維持保全を図っていく。

また、将来空き家になる可能性の高い住家について、現住者が転居、死亡等により空き家にする前に、あらかじめ当該住家の利活用等の方針を家族や関係者等で話し合っておくことで空き家化を予防する取組を地域団体と連携しながら進めたり、若者世代の住み継ぎを進めることで空き家の発生抑制を図る。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

若年層の流出、出生数の低下等により、過疎地域の高齢化は一層進行しており、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加している。元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、また、介護が必要となっても住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせるよう、鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画に基づいて、総合的に保健・医療・福祉施設策を推進する。

過疎地域において少子化の進行は特に著しく、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めるとともに、出会いから結婚、出産、幼児教育・保育、学校教育に至るまで一貫した切れ目のない相談・支援体制の整備や経済負担の軽減など、子どもを生み、育てやすい環境づくりを進める。

障がい者福祉については、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、相談体制や障害福祉サービスの充実、施設のバリアフリー化等を図る。また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者雇用・就業の支援、障がいのあるなしに関わらず誰もが文化・芸術、スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境整備を進める。そして、障がいの有無に関わらず、共に地域で暮らしやすい社会の構築を目指した「あいサポート運動（※）」を促進する。

※「あいサポート運動」＝多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること及び障がいのある方への必要な配慮等を理解し、障がいのある方に、手助けや配慮を実践する方に「あいサポーター（障がい者サポーター）」になっていただき、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するために取り組む運動。

（１）子育て環境確保の促進

「シン・子育て王国とっとり」の実現に向けて、令和6年3月に策定した「シン・子育て王国とっとり計画」に沿って、子ども・若者の良好な生育環境の実現と、多様な価値観・考え方を前提とした若い世代の結婚、子育てへの希望が叶うよう、市町村や民間と協力して施策に取り組む。また、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者、子育て中の方等の意見を聴きながら、毎年度計画を見直すなど、子どもをまんやかに据えた施策を展開していく。

妊産婦及び乳幼児の保健及び医療体制の充実については、小児医療費の無償化や、市町村が設置する「子ども家庭センター等」を通じた支援、産後うつや児童虐待の防止にもつながる産後ケアの充実に取り組む。

さらに、保護者の多様な保育ニーズに対応して、保育所・幼稚園・認定こども園の整備充実及び中山間地域における保育料の無償化、自然保育（森のようちえん等）に対する支援に加えて中山間地域などから遠距離通学する高校生の通学費支援などにより、子育てしやすい環境の整備を図っていく。

（２）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

介護保険対象サービスについては、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、在宅サービスの基盤整備を重点的に促進する。

加えて、地域の実情に応じてグループホームや小規模多機能施設等の「地域密着型サービス」の整備

を促進する。

また、高齢者の健康寿命を伸ばし、要介護状態とならないための予防や要介護状態を軽減又は悪化を防止するため、地域包括支援センターが行う取組や住民自身が行う地域活動等を支援する。

さらに、高齢者が学びなおすことができる機会・場や、長年培ってきた知識や経験等を生かす活動の機会・場の充実・拡大など、高齢者の多様な社会参加を促進する。

（３）障がい者（児）の地域生活支援

障がい者（児）の自立を支援するため、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就業、保健・医療及び情報・コミュニケーション分野における施策の充実と総合的な推進を図る。

特に住み慣れた地域での生活を希望する障がいのある方が地域で自立して生活できるよう、住居、就労、日中活動の場の整備や権利擁護を推進するとともに、福祉・保健・医療、教育、雇用等の関係機関が連携して、障がい者本人に対してライフステージに応じた連続性のある支援を行う体制を整備する。

また、親亡き後も、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、住まいの場の確保や支援体制の充実を図る。

さらに、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を実現するため、障がいのある方が困っていることや必要な配慮を理解して、障がいのある方への手助け等を行う「あいサポート運動」を進めていく。

7 医療の確保

急速な少子・高齢化の進行、生活習慣に起因する疾病の増加、医療技術の進歩、さらには県民の医療・健康に対する関心の高まりなどがある中、病院間・病院診療所間の協力体制の構築や医療機関の整備等を促進し、地域において切れ目のない医療の実現をするよう限られた医療資源の効率的な運用に努め、過疎地域の医療提供体制を確保する。

（１）無医地区、準無医地区等への対策

無医地区等への医療提供等を行うため、医師の派遣要請やへき地医療の総合的な支援事業の企画・調整等を行うへき地医療機構を平成24年4月に設置した。また、へき地診療所等への代診医等の派遣や遠隔医療等の各種診療支援等を継続的に実施するへき地医療拠点病院を10病院（県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、日野病院、鳥取市立病院、智頭病院、山陰労災病院、西伯病院、鳥取赤十字病院、日南病院）を指定して、地域の中で医療機関が相互に連携が可能となるよう努める。また、オンライン診療を含む遠隔医療やICTの活用を促進する。

なお、へき地に勤務する医師の確保を図るため、自治医科大学や地元大学による医師の養成を引き続き促進する。

（２）特定の診療科に係る医療確保対策

過疎地域における小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の特定の診療科に係る医療の確保については、東部、中部、西部の3つの広域的生活圏を単位として、既にこれらの診療科を有する医療機関の活用を図る。

また、小児科、産婦人科などの診療科については、特定診療科として奨学金に優遇措置を設け、医師確保に引き続き努める。

併せて、地域の身近な医療維持に向けて市町村が行う取組を支援するとともに、中山間地域の医療機関の期待が高まっている総合診療医の育成・確保対策を促進する。

8 教育の振興

学校教育においては、地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。

教育内容については、森林や棚田など豊かな自然環境を生かした体験学習、郷土への愛着を育む学習、都市部の児童・生徒との交流研修や山村留学の実施など、過疎地域の特性を生かした教育を行う。

また、過疎地域からの通学を含め、公共交通機関を利用して遠距離通学をしている高校生の保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、通学費用を理由に子どもたちが希望する学びをあきらめることがないよう、通学費に対する支援を実施する。

教育施設については、過疎地域の人口及び児童・生徒数の推移等の長期的な見通しに基づいて、教育環境の充実に努める。その際、公立小中学校の統合整備も視野に置いて検討する必要があるが、学校の統合は、教育コストの低減等の利点がある一方、学校のなくなった地域の衰退を招く恐れもあるため、住民の理解と協力が得られるよう、慎重な判断が必要である。

なお、過疎地域における学校は、単なる文教施設にとどまらず、地域社会の中心施設として重要な役割を担っており、住民との交流や学習の拠点としての機能にも配慮する。

一方、社会教育においては、住民の多様なニーズに応えるため、図書館や公民館等を活用した学習機会の充実に努める。また、スポーツ活動の振興に資するため、体育施設を整備しつつ、指導者の育成・確保に努める。

（１）学校教育施設の整備

適正な学校規模と地域のコミュニティ活動の中心として学校が果たしている大きな役割を考慮して、過疎地域における学校施設の整備や通学条件の改善を図る。また、小規模校についても、施設の適正な整備改善に努めるとともに、児童生徒一人一台端末や高速大容量通信を整備することにより、オンライン会議システムを活用した他地域と児童生徒との交流や他校との合同学習等を推進するなど、地域の実情にあった教育の実践を充実させていく。

また、児童生徒が良好な教育環境の中で学習が出来るよう学校施設の老朽化対策を行い、長寿命化を進めるとともに、地域の特色を生かした学校施設の整備を行う。なお、学校施設の整備に当たっては、県産材の活用を積極的に進める。

さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域の交流の拠点や新たな産業の拠点として再整備するなど、施設の有効活用を図る。

（２）集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

公民館等の社会教育施設（集会施設を含む）は、住民活動の場、世代間交流の場として重要な役割を果たしており、地区住民、町村単位、それぞれの間で役割分担を図りながら、青少年、女性や高齢者など各層の活動ニーズに対応するとともに、住民の生涯学習の場にも対応できる多面的な機能を備えた施設として整備し、地域での活動の拠点として活用していく。

図書館は地域や住民の「知の拠点」として利用を促進するとともに、県と市町村の各図書館のネットワーク化を図りながら、広域的かつ迅速に本を搬送するシステムにより住民サービスの向上に努める。図書館サービスが行き渡らない地域においては、市町村立図書館が地域へ出向き、直接、本を届けるサービスを実施しており、県立図書館は市町村立図書館の求めに応じ、資料の貸出等を行う。また、産業、歴史、自然等地域の特色を紹介する図書コーナーの設置など、地域色豊かな図書館づくりに配慮する。

スポーツ広場や体育館等の体育施設については、地域の実情に応じ、地域住民の健康づくりやレクリエーションに資する施設、また都市住民との交流に資する施設として整備する。

なお、これらの整備に当たっては、地域において維持管理が可能で、広域的な機能分担に基づいた施設配置に配慮するとともに、施設の相互利用のシステムづくりや広域広報活動の強化により、施設の有効利用を促進する。

9 集落の整備

集落は、農林地の適切な管理や伝統文化等の継承を行い、地域が持続的に発展していくために重要な役割を果たす基礎的単位として、今後ともその維持・発展を図る必要があることから、集落の創意工夫による地域づくりへの取組を促進する。

また、高齢化の進行や若年者の流出等により、集落機能の維持・存続が困難になってきている集落については、小規模集落等や集落を超えた広域的な地域など規模の大小に関わらず、地域住民の主体的な意思決定に基づき、集落間相互の機能分担や補完などにより集落の維持・活性化を図る拠点の形成をはじめとして、集落の再編整備を促進する。

(1) 集落整備の推進

集落の整備に当たっては、地域住民の主体的な意思決定に基づき、地域の中心集落を拠点としてその生活圏にふさわしい各種公共施設等の機能を集約・整備するとともに、周辺集落との交通通信ネットワークの整備を行い、その施設を中心集落と周辺集落の住民が利用することによって、一体的な生活圏として集落間の広域的な連携・維持を図る。

その際、過疎地域集落再編整備事業等の国庫補助事業や単独事業により、中心集落等に住宅や上下水道、道路等の生活環境施設を整備し、人口流出の防止やＩＪＵターンの促進を図る。特に過疎地域においては、民間の賃貸住宅が少ないため、既存住宅の活用も含め、若年世帯、子育て世帯のニーズに合わせた住宅の整備を促進する。

また、集落の高齢者等の見守り活動、住民共助による移動支援等の取組支援等を通して、集落で安心して住み続けられる環境維持への取組を推進する。

さらに小規模高齢化集落など生活機能の困難な集落へ若者が移住して、集落の担い手となり活性化につながる活動を支援するほか、集落単位では対応できない問題について、新たな地域運営手法の検討や地域課題の解決、地域振興に係る試行的な取組の支援など、新たな地域運営組織の立ち上げや担い手育成を支援する。

(2) 買物環境の維持・確保

買物環境確保計画に基づいた地域の実情に合わせた買物環境の確保に資する取組を支援するほか、移動販売への事業者等の新規参入や販売エリアの拡充、買物拠点の広域化や経営の安定化を推進し、買物環境空白地や移動困難者への買物機能を確保する。

また、ＩＴの活用やスローレジ導入といった住民が買物しやすい環境整備等の先進的取組や住民主体の買物環境確保の動きを促進するとともに、買物環境を支える人材の確保・育成を進めるなど持続的な買物環境の維持・確保を図る。

10 地域文化の振興等

先人が築き上げ今に残る伝統文化や芸能、文化財を伝承・継承していくことは、地域住民の誇りとして、個性的で魅力のある地域づくりにつながるものである。しかし近年、少子高齢化や若年層の流出等に伴う管理者や担い手不足により、地域に伝わる伝統文化や芸能、文化財が消失する懸念もある。

このため、伝統文化・芸能の後継者の育成、活動に対する支援を充実するとともに、県内各地域に所

在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、文化財の把握などに関する指針を示し、その保存・継承を図る。

さらに、その地域に伝わる文化や文化財を改めて見直すことによって、地域のすばらしさを再発見し、地域外へ積極的に情報発信を行い、交流の促進に役立てるなど、地域資源としての積極的な活用を図るとともに、地域に誇りを感じる機運・意識の醸成を目指す。併せて、過疎地域特有の生活文化、優れた町並みや農山村の景観についても、積極的に保全と活用を図り、県内外への積極的な情報発信を行っている。

また、伝統技能を再評価し磨き上げ、その価値を未来に引継いでいくことで、人々の地域への愛着と誇りを培い、地域の活性化につなげる。

地域が持つ魅力に刺激を受けながら行う文化芸術活動の活性化を図り、活動を通じた地域づくりを支援する。

（１）伝統文化・文化財の保護・継承

過疎地域特有の伝統文化・文化財を保存・伝承し、その積極的な活用を図るなど、伝統文化・文化財をテーマとした地域づくりの環境を整え、地域の伝統芸能等を広く県内外へ情報発信したり、伝承・展示施設や地域の実情に応じた後継者育成のための施設を整備したりすることで、地域に古くから伝わる文化を次世代へとつなげる取組を進める。

また、全国的にも貴重な遺跡、伝統的な古民家や左官文化、棚田など、人々の生活に伴い形成された、歴史的、文化的な景観が多く残る集落、町並みなどについて、その保護と活用を図り、県内外への積極的な情報発信を行い、地域づくりへつなげていく。

（２）文化芸術の振興

複数の作家やアーティストが居住し、活気ある創作活動を行う「工芸・アート村」の推進などにより、新たな人と物との流れを生み出し、創造性豊かな鳥取というイメージを形成していくなど、アートを生かした地域づくりの取組を推進する。

１ １ 脱炭素化の推進

地球温暖化が一因と考えられる異常気象の発生等によって、世界各地の自然環境や社会・経済活動に様々な影響が生じている中、気候変動対策は国際社会が連帯して取り組むべき使命であると同時に、持続可能な未来に向けて一人ひとりが向き合い、行動すべき重要な課題である。

脱炭素化に向けた世界的な潮流が一層加速する中、本県は長期的な目標として 2050 年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明した。この目標を現実のものとするため、「暮らし」・「地域」・「経済」のステージにおいて目指すべき脱炭素社会のビジョンを共有しながら、県民一丸となって環境や暮らしと調和した再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギー化の推進等、脱炭素化に向けた取組を加速していく。

（１）再生可能エネルギー導入の推進

本県における電力需要に占める再生可能エネルギーの割合は全国でも上位に位置しているが、現状ではエネルギーの多くを石油や石炭などの化石燃料に頼っており、今後、脱炭素社会を実現させていくためには、住民理解のもと、環境と調和しながら、再生可能エネルギーの更なる導入を進めていくことが不可欠となっている。

更なる再生可能エネルギーの導入を目指し、家庭や企業・事業所等における新技術（窓や外壁等の建材一体型太陽光発電等）の活用や、農地や農業水利施設、工場・駐車場の屋上等での再生可能エネルギー

シェアリング、地域住民や地元企業等が連携して行う小水力発電や木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消型のエネルギー利用等を推進する。

（２）自立分散型の地域エネルギー社会の推進

地域で作った再生可能エネルギーを県内の地域新電力を通じて調達・供給し、地域内で利用することは、温室効果ガスの削減に資するとともに、地域経済の好循環につながると期待されるため、地域新電力による地産電力の確保、家庭や事業所等における蓄電池等の導入による再生可能エネルギー利用の効率化、自営線を活用したマイクログリッドの構築等、自立分散型の地域エネルギー社会を推進する。

（３）建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進

エネルギーを消費することで家庭や事業所等の建物から排出されるＣＯ２は県全体のおよそ５割を占めており、これらのエネルギーの３０％近くは冷暖房によって消費されていることから、今後のＣＯ２の削減には、空調機器の一層の省エネ化に加え、建物そのもののエネルギー効率を大きく高めることが重要となっている。

本県では、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びＣＯ２の削減を図ることを目的に、新築戸建住宅について国の省エネ基準を上回る県独自の基準である「とっとり健康省エネ住宅性能基準」を令和２年１月に策定し、令和４年２月に既存住宅の改修に係る基準を追加した。今後は、基準に適合する住宅の普及啓発を進めるとともに、既存住宅の改修や賃貸住宅、学校などの高断熱化やエネルギー消費の効率化につながる取組の検討を進める。

また、企業活動におけるエネルギー管理の徹底や省エネルギー設備・機器の導入等、県内の中小企業等の省エネルギー化の取組を関係機関と連携し推進する。

別紙 鳥取県過疎地域持続的発展計画（令和８年度～令和１２年度）

鳥取県過疎地域持続的発展方針で掲げる「過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」に加え、同方針に即して県が実施する主な事業は以下のとおりとする。

（事業内容欄に特定の市町名が記載されていない事業は全ての過疎指定市町が対象）

１ 移住及び定住、地域間交流の推進、人材育成

事業名	事業内容	備考
小中高校生への地元定着促進事業	○将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる子ども達を育成するため、県内企業の情報発信の促進や、ふるさとキャリア教育の発展を図るなど、児童生徒及び保護者へのアプローチを強化していく。	
県立高校裁量予算学校独自事業（ふるさとキャリア教育充実事業）	○ふるさとキャリア塾の実施等により、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。	
とっとり県民カレッジ講座の開催	○市町村や高等教育機関等と連携し、地域の課題解決や地域づくりにつなげる講座等を開催する。	
県市町村社会教育振興事業	○社会教育主事、公民館職員等を対象に、地域の課題に対応できるよう、専門性を高める研修等を開催し、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	
移住定住受入体制整備事業	○県外から鳥取県への移住定住を促進することを目的に、市町村が取り組む移住定住に係る事業に対して支援を行う。	
鳥取県国内交流補助金	○交流人口の増加や交流促進を図り、地域の活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的に、全国各地の鳥取県とゆかりのある又は鳥取県の伝統芸能を継承している地域との交流事業に対し、経費を補助する。	
地域共生社会の未来を創る人材育成事業	○誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指し、地域の担い手育成や若者の地域づくり活動への関心喚起など重層的に人材育成を行う。	
持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）	○県内のＮＰＯや市民団体など（以下「地域づくり団体」という。）が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できる仕組みを創り、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりにつなげる。	
ミラ・クル・とっとり運動推進事業	○ミラ・クル・とっとり運動の展開により、地域づくり団体が取り組む活動を支援するなどして地域の活性化を一層進める。また、活動表彰や情報発信等により地域づくり活動の裾野の拡大を図る。	
新たなワークスタイルの推進による関係人口拡大事業	○新たな働き方による関係人口の拡大を図るため、企業人材の獲得に向けたワーケーションの実施や副業・兼業のマッチング支援の強化を行うとともに、移住につながりやすいファミリー層への新たな働き方の提案や兼業などによる「転職なき移住」を促進し、地域活性化や移住定住の拡大を図る。	
中山間地域創造プランを実現！地域課題解決推進事業	○県内で活動する地域おこし協力隊の活動活性化や任期後の県内定着に向け、地域おこし協力隊ネットワークと連携し支援を行う。 ○過疎地域等政策支援員により、住民共助の地域づくりの取組に資する人材の育成・充実、県内モデル地区の地域づくりの実践等に向けた地域づくりの専門家としての伴走支援を進める。	
鳥取県版スタートアップ創出事業	○恒常的に成長性の高い企業や地域密着企業が生まれ続ける環境の創出を目指し、創業から１年後に定額支援金を支給する制度や、地域課題解決型ビジネスの創出を後押しする「地域課題解決型起業支援補助金」で支援する。	
戦略的事業承継推進事業	○戦略的な事業承継推進を図るため、支援機関等の支援人材の事業承継関連資格の取得支援や後継ぎ候補者（移住創業希望者や地域おこし協力隊として活動する方等）と後継者不在企業とのマッチングによる企業型事業承継の推進のほか、商工団体と連携したプッシュ型支援等を展開する。	

とっとりの若手人材確保支援事業	○学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信するとともに、県内外の学生に就業体験（インターンシップ）を提供することで、若者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保につなげる。	
働きやすい鳥取県づくり推進事業（多様な雇用機会創出促進事業）	○「労働者協同組合」に係る行政庁としての事務の実施、活動する地域や団体の実状に応じ、設立に向けた助言・支援をするための相談窓口を設置することにより、地域における多様な働き方での雇用を創出する。	
官学連携による地域未来共創事業	○令和7年4月に鳥取大学に新設される「地域未来共創センター」と連携し、大学教員と学生が市町村でフィールドワークを行って地域課題を解決する活動を支援する。	

2 産業の振興

事業名	事業内容	備考
誘客促進のための観光資源磨き上げ事業（R6）	○市町村、DMO、観光事業者等と連携の上、県内観光資源の磨き上げを促進するとともに、本県観光全体のおもてなし力向上を図る。	
とっとりエコスタイルツーリズム普及推進事業（R3） 教育旅行誘致強化事業（R4）	○鳥取ならではの地域資源と、各分野の人材等を活用した体験型教育旅行商品の開発・普及を促進し、鳥取の魅力を来県する児童生徒に伝えることにより、鳥取ファンやリピーターの獲得・拡大を目指す。	
中山間地域創造プランを実現！ 地域課題解決推進事業	○「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用促進と導入後の安定した組合運営のため、アドバイザー（運営手法等のノウハウを持つ団体等への委託を予定）の助言を得つつ、中山間地域等サポートチーム等による伴走支援を進め、県内全域で中山間地域における安定した雇用環境の創出と担い手の確保を図ると同時に既存組合の活性化を進める。	
超高速情報通信基盤整備補助金事業	○企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICTを利用できる環境を整備するため、情報通信格差の是正を図ることを目的とした光ファイバ網等の整備を行う市町村に対し、その経費を補助する。	
経営体育成基盤整備事業	○山根地区（鳥取市） 区画整理 11.4ha 用水路 0.2km ○折渡地区（日南町） 区画整理 26.1ha 用水路 1.0km	
農地中間管理機構関連農地整備事業	○船岡地区（八頭町） 区画整理 6.5ha ○印賀地区（日南町） 区画整理 6.3ha ○白谷地区（日南町） 区画整理 8.9ha ○山上地区（八頭町） 区画整理 39.9ha	
畑地帯総合整備事業	○中山2期地区（大山町） 畑地かんがい 224ha 農道 2.2km ○名和2期地区（大山町） 畑地かんがい 138ha ○中山3期地区（大山町） 畑地かんがい 74ha 農道 1.8km 営農飲雑用水施設1式 ○名和3期地区（大山町） 畑地かんがい 692ha 農道 1.8km ○富江地区（伯耆町） 畑地かんがい 38.9ha 区画整理 19.3ha	
きのこ王国とっとり推進事業	○原木しいたけのブランド化、生産体制の整備に対する支援	
原木シイタケ菌興 115 号新品種開発推進事業	○原木しいたけの更なるブランド化を進めるため、美味・厚肉で収穫期間が長い新品種を開発する。	R6 限り
きのこ王国とっとりシェア拡大推進事業	○きのこ王国と通りの実現に向け、菌床製造施設の整備を支援するとともに、健康機能性成分を多く含むきのこの機能性・生産性の向上を図る研究を委託し、鳥取県産きのこのシェア拡大を推進し、きのこ産業の振興を図る。	R7 新規
とっとりウッドチェンジ戦略事業	○乾燥材の生産力強化、品質向上に向けた製材所の現場診断や新たな乾燥方法の実証試験を行う。	

戦略的事業承継推進事業 【再掲】	○戦略的な事業承継推進を図るため、支援機関等の支援人材の事業承継関連資格の取得支援や後継ぎ候補者（移住創業希望者や地域おこし協力隊として活動する方等）と後継者不在企業とのマッチングによる企業型事業承継の推進のほか、商工団体と連携したプッシュ型支援等を展開する。	
産業未来共創補助金（事業承継推進型）	○産業未来共創補助金（事業承継促進型）を拡充し、従前からの事業承継後の取組に加え、事業承継前の買主側・売主側のコンサルティング費用等を補助対象にし、事業承継のフェーズに合わせた支援を行う。	
社会・地域課題解決に資する共創型企業誘致推進事業	○県内への若者定住やIJUターンによる持続可能な地域づくりの推進に資するため、事業者、教育機関、行政など全ての関係者が共創し、若い人が就職したくなる企業の誘致に繋がる活動を実施する。	
鳥取県産業未来共創補助金	○鳥取県産業未来共創条例に基づき認定を行った事業者の新たな取組及び設備投資に対し、産業未来共創補助金を交付する。	
鳥取県版スタートアップ創出事業 【再掲】	○恒常的に成長性の高い企業や地域密着企業が生まれ続ける環境の創出を目指し、創業から1年後に定額支援金を支給する制度や、地域課題解決型ビジネスの創出を後押しする「地域課題解決型起業支援補助金」で支援する。	

3 情報化

事業名	事業内容	備考
オンライン行政手続県民活用支援事業	○行政手続のオンライン化の取組に合わせ、全ての県民が等しく必要な情報やサービスを受けられるよう、デジタル対応に不慣れな方々からの相談に対応する。	
認知症サポートプロジェクト事業（デジタルを活用した認知症予防啓発）	○老人クラブと連携し、機器の使い方や、遠方の家族とコミュニケーションをとるアプリ等の使い方を高齢者同士で教え合うなど、自立的に学び合えるスマートフォン教室を開催する。	
超高速情報通信基盤整備補助金事業 【再掲】	○企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICTを利用できる環境を整備するため、情報通信格差の是正を図ることを目的とした光ファイバ網等の整備を行う市町村に対し、その経費を補助する。	

4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保

事業名	事業内容	備考
地域高規格道路整備事業	○産業活動等の骨格となる高速道路網を整備する事業。	
社会資本整備総合交付金（国道改築）	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。	
社会資本整備総合交付金（県道改良）	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。	
社会資本整備総合交付金（広域連携（道路））	○広域での観光や物流の活性化を図るため、複数都道府県が連携して基盤整備等を総合的に推進する道路事業。	
防災・安全交付金（町道）	○過疎法の規定に基づき、都道府県が道路管理者である市町村に代わって、町道を整備する事業。（※岩美町、大山町）	※市町村代行
防災・安全交付金（国道改築）	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。	
防災・安全交付金（県道改良）	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。	

林道	○籠山線（鳥取市、智頭町） 幅員 4. 0m 延長 2. 0 km	
	○桑原河内線（鳥取市） 幅員 4. 0m 延長 0. 6 km	
	○根安春米線（若桜町） 幅員 4. 0m 延長 1. 7 km	
	○中ノ津線（智頭町） 幅員 4. 0～5. 0m 延長 1. 6 km	
	○因美線（智頭町） 幅員 4. 0～5. 0m 延長 3. 0 km	
	○窓山線（日南町） 幅員 4. 0～5. 0m 延長 3. 0 km	
	○宝仏山 2 号線（日南町） 幅員 4. 0～5. 0m 延長 1. 0 km	
	○宝仏山 1 号線（江府町） 幅員 4. 0～5. 0m 延長 0. 3 km	
	○嶽山線（八頭町） 幅員 4. 0m 延長 1. 6 km	
コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業	○交通事業者と住民の協働による交通システム構築や住民共助型の共助運送、交通空白地有償運送など、住民・地域・行政の共創によるコミュニティ・ドライブ・シェアを推進する市町村に対する補助	
地域バス交通等体系整備支援事業	○バス事業者が運行する広域路線のバス運行費等に対する補助	
若桜鉄道維持存続支援事業	○鉄道施設維持のための地元両町への補助（若桜町、八頭町）	
鉄道による地域活性化事業	○在来線の整備促進や鉄道の利用促進に向けた活動	
鳥取型地域交通 MaaS 推進事業	○複数の交通手段を統合し、1 つの移動サービスとして検索から予約、支払いまで可能にし、交通の効率化を目指したサービス（MaaS）に係る実証実験や基盤整備の実施	

5 生活環境の整備

事業名	事業内容	備考
鳥取県防災・危機管理対策交付金事業	○自助・共助を担う住民による自主防災活動の促進や、市町村による防災・減災対策を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。	
地域防災リーダー養成・連携促進事業	○防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップのための研修会等を開催する。	
県民と共に守る防災活動実践事業	○地域の防災研修会等に鳥取県自主防災活動アドバイザーを派遣し、講演、助言等を行う。	
消防団等支援・連絡調整事業	○消防団の機能を維持していくため、多様な人材が消防団に加入できるよう広報活動等を行うほか、功労が顕著と認められる者や、他の模範となる消防団及び消防団活動に協力的な事業所に対する知事表彰を行う。また、少年消防クラブの設立や活動を支援する。	
広域景観形成支援事業	○広域にわたる景観資源（日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等）を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取り組みを推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づく事業及び計画を策定するために行う事業に対し助成を行う。	
合併処理浄化槽設置推進事業	○生活排水処理施設の整備を推進するため、個人設置型浄化槽又は市町村設置型浄化槽の設置費用等の一部を市町村に補助する。	
農業集落排水事業	○農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、農業集落排水施設の整備、改築費用等の一部を市町村に補助する。	
農地を守る直接支払事業	○中山間地域等の条件不利地域において平地農業との生産コスト差等を支援。	
多面的機能支払交付金事業	○農地・水路等の地域資源の質的向上を図り、農業の有する多面的機能を発揮する共同活動を支援。	
造林事業	○森林の多面的機能の維持発揮と山村地域の発展を図るため、間伐等の適切な森林整備の実施に対して支援を行う。	
空き家除却等支援事業	○県内各所において、適正に管理されない状態の危険な空き家が顕在化し生活環境の悪化等の問題が生じていることから、空き家の除却等に取り組む市町村を支援する。	
空き家利活用・抑制推進事業	○年々深刻化が増す空き家問題を改善するため、市町村を通じた所有者等への支援や、まちづくり団体等の育成、空き家（中古住宅）	

	の不安解消や魅力促進に資する取組、県民に対する意識啓発や機運醸成等、空き家の「利活用促進」の切り口から空き家対策に資する取組を進める。	
空き家抑制「住み継ぎ」リレー事業	○高齢化や核家族化により今後更なる空き家の増加が予想される等、空き家問題が深刻化する中、独居もしくは夫婦のみで暮らす高齢者世代の居宅に若者等が同居することにより、将来空き家化する可能性の高い居宅を次の世代にリレーし新たな空き家の発生抑制を図る。	
治山事業	○緊急度や優先度を考慮しながら治山施設の重点的整備実施	
砂防事業	○緊急度や優先度を考慮しながら砂防、急傾斜、地すべり対策施設の重点的整備実施	
急傾斜地崩壊対策事業		
地すべり対策事業		

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

事業名	事業内容	備考
とっとり婚活応援プロジェクト事業	○結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚につなげられるよう、マッチングを実施するとっとり出会いサポートセンターの運営、婚活イベントのメール配信や婚活イベント開催への支援を行う。	
鳥取県版不妊治療拡大事業	○国により不妊治療が保険適用化される中で、保険外併用で実施される先進医療及び全額自費診療として行われる治療に対して県独自の助成を行う。	
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	○不妊検査費用の支援に加え、不妊治療と不育症検査に対する支援及び不妊専門相談センターの運営を専門医療機関に委託して実施する。	
子育て支援市町村応援事業	○創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取り組みを支援、促進する。	
健やかな妊娠・出産のための応援事業	○教育・相談体制の充実や、思春期から妊娠・出産等に関する正しい知識を普及するなど、地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進め、安心・安全な妊娠・出産等の支援を充実する。	
産前産後のパパママほっとずっと応援事業	○産後ケア事業に係る利用者自己負担額の無償化を図るとともに、産後ケア（宿泊型）施設に係る改築費用等を支援する。加えて、地域の助産所を心の休息の取れる居場所として利用を促進するオープンデーの開催や父親への講習を実施する。	
特別医療費助成事業	○重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費（本人負担分）のうち、市町村が助成した金額の2分の1を県が補助する。	
保育料無償化等子育て支援事業	○中山間地域において、自治体独自の保育料無償化に取り組む市町村に対して助成を行う。	
鳥取県自然保育促進事業	○とっとり森・里山等自然保育認証制度認証園の運営費補助及び保育料の軽減、とっとり自然保育認証制度認証園が行う自然体験活動の支援を行う。	
高校生通学費助成事業	○県内の市町村に住所を有し、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等へ通学する生徒に対し、一定の月額負担を超える経費について市町村ともに支援を行う。	
孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	○低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、個々の市町村に応じた包括的な支援体制づくりを後押しする。	
子どもの貧困対策総合支援事業	○地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業を統合。	
児童育成支援拠点事業	○児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う。	

障がい児等地域療育支援事業	○在宅の障がい児等が、身近な地域で療育指導、相談を受けられるよう、必要に応じて保育所や幼稚園等に専門のスタッフを派遣する。	
---------------	---	--

7 医療の確保

事業名	事業内容	備考
へき地医療拠点病院設備整備事業	○へき地医療拠点病院が設備を整備する場合に補助する。	
へき地医療拠点病院運営事業	○へき地医療拠点病院が無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、代替医師の派遣等を行う場合に必要な経費を補助する。	
へき地保健指導所運営事業	○保健指導の確保充実を図るため、へき地保健指導所の運営費を補助する。	
医師確保奨学金等貸付事業	○地域医療を担う医師の確保、充実を図るため、県内の医療機関で勤務することを条件に、医学生に対して修学資金を貸与する。	
自治医科大学負担金	○へき地等の地域医療を担う医師を養成するため、全国の都道府県が共同して設立した自治医科大学の運営に要する経費を負担する。	

8 教育の振興

事業名	事業内容	備考
地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業	○地元自治体等の地域と連携しながらそれぞれの高校の魅力・特色の充実、向上を図るとともに、地域と協働して県外生徒等を受け入れるための住環境を整備することで、県内外からの入学生を増加させ、多様な価値観に触れ、切磋琢磨する環境を創出するとともに、学校・地域の魅力化、活性化を図る。 ○「平成31年度以降の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づき、 ・地域の産業や文化についての学習や、地域の課題を題材とした学習等を積極的に取り入れ、生徒に鳥取県民としての誇りと自覚、地域貢献の意識を醸成する教育を推進する。 ・地元自治体における協議会の設置や地域と学校をつなぐコーディネーターの配置などの動きと連携し、高等学校の特色化・魅力化を推進する。 なお、地域と連携した人材の育成など特色ある取組を推進している小規模校については、その存続に最大限努力する。 また、将来の人口減少を見据え、令和8年度以降の県立高等学校の在り方に関する基本方針に基づいた取組を行う。	
学校教育施設の整備	○過疎地域における教育施設は、適切な時期に老朽化対策を行い施設の長寿命化に努めるとともに、住民との交流や学習の拠点としての機能にも配慮した整備に努める。	
学校教育施設の ICT 環境整備	○過疎地域における教育施設は、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、1人1台端末を着実に整備・更新するとともに、各教室や情報処理室等にパソコン、プロジェクター等の情報環境を整備する。 また、情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワークにおいて、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図る。	
高校生通学費助成事業【再掲】	○県内の市町村に住所を有し、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等へ通学する生徒に対し、一定の月額負担を超える経費について市町村ともに支援を行う。	

9 集落の整備

事業名	事業内容	備考
安心して住み続けられるふるさとづくり推進事業	○地域・集落のふるさとづくり実現に必要な「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基盤（拠点）の創設・強化」に資する新たな取組に対して市町村を介して支援する。	
地域の暮らしを支える買物環境確保事業	○地域における買物拠点の閉店等により買物環境を含む暮らしの持続可能性が失われることが危惧される中、市町村が主体的に行う買物環境確保に向けた事業に対して支援するとともに、市町村をまたぐ移動販売を支援することにより、将来にわたり持続的な買物環境の維持・確保を図る。	
中山間地域創造プランを実現！ 地域課題解決推進事業 【再掲】	○県内で活動する地域おこし協力隊の活動活性化や任期後の県内定着に向け、地域おこし協力隊ネットワークと連携し支援を行う。 ○過疎地域等政策支援員により、住民共助の地域づくりの取組に資する人材の育成・充実、県内モデル地区の地域づくりの実践等に向けた地域づくりの専門家としての伴走支援を進める。	
社会資本整備総合交付金（国道改築） 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。	
社会資本整備総合交付金（県道改良） 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。	
社会資本整備総合交付金（広域連携（道路）） 【再掲】	○広域での観光や物流の活性化を図るため、複数都道府県が連携して基盤整備等を総合的に推進する道路事業。	
防災・安全交付金（国道改築） 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、国道の安全で安心な通行を確保する事業。	
防災・安全交付金（県道改良） 【再掲】	○地域の道路が抱える幅員狭小、線形不良等の問題に対し、国からの交付金を利用して、県道の安全で安心な通行を確保する事業。	

10 地域文化の振興等

事業名	事業内容	備考
文化芸術拠点施設運営費	○伝統芸能に係る魅力発信や保存団体の活性化等に向け、指定管理者による文化芸術事業として「伝統芸能まつり」を実施する。	
工芸・アート村推進事業	○県内外から複数のアーティストが地域に移り住み、活気ある創作活動が行われることで地域に新たな交流を創出し、地域の活性化を図る。	
鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	○文化財の保存・保護を図ることを目的として市町村、文化財の所有者及び管理団体が文化財の保存又は保護のために行う事業に対して支援する。	
地域民俗芸能再生事業費補助金	○無形民俗文化財の保護団体（国・県指定を除く）等が行う後継者育成を目的とした事業を支援する。	
「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業	○大工、左官、建具、畳、瓦の技能士による伝統技能を活用した非住宅建築物の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する	

11 脱炭素化の推進

事業名	事業内容	備考
鳥取スタイル PPA 導入推進事業	○電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県有施設への太陽光発電設備の導入・PPA実証や鳥取スタイルPPAの普及啓発等を行う。	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	○小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等の達成のため、地域団体、NPO、	

	市町村、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援する。	
県有施設脱炭素化事業(LED 改修)	○脱炭素化を推進するため、県有施設(築 20 年度経過した 43 施設)の LED 化を行う。	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	○新築又は既存住宅の改修において、国の省エネ住宅基準を上回る県独自のとっとり健康省エネ住宅性能基準に適合する住宅を認定し、消費者向けの広報・普及啓発、技術者の養成のほか、認定住宅に対し助成する	